

令和3年8月10日
 四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和3年7月分）について

- 令和3年7月に当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の9件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所における過去の保安規定不適合事案について	7月2日	7月2日	A
2. 伊方発電所における地震感知について	7月8日	—	C
3. 伊方発電所3号機 火災監視用サーモカメラの異常信号の発信について	7月9日	—	C
4. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について	7月15日	—	C
5. 伊方発電所における協力会社従業員の救急搬送について	7月16日	7月16日	A
6. 伊方発電所における地震感知について	7月17日	—	C
7. 伊方発電所3号機 総合排水処理装置建屋内での塩酸漏れについて	7月18日	—	C
8. 伊方発電所3号機 空冷式非常用発電装置の始動用バッテリーの電圧低下について	7月23日	—	C
9. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について	7月30日	—	C

県の公表区分 A：即公表

B：48時間以内に公表

C：翌月10日に公表

PP：可能となった段階で速やかに公表

- なお、今月は過去に発生した通報連絡事象についての原因と対策をまとめた報告書の提出はありませんでした。

(別紙) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和3年7月分）

以 上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和3年7月分）

1. 伊方発電所における過去の保安規定不適合事案について

伊方発電所において、過去に当社元社員（現在は退職）が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に保安規定に定める必要な要員数を満たしていない^{※1}時間帯があったことが判明しました。

これを受け、当社は直ちに夜間・休日における定期的な点呼の頻度を高めるなど、必要な要員数の確認体制を強化し、現在は保安規定に定める要員数を満たしていることを確認しています。

本事案の調査については、社外の弁護士の指導・助言も得て、社内のコンプライアンス推進委員会^{※2}の事務局にて行いました。

その結果、重大事故等対応要員として22名を確保するとして平成28年4月の保安規定変更の実施以降、元社員以外に宿直勤務中に無断で発電所外へ出たものは確認されませんでした。

当社としましては、調査結果も踏まえて、実効性のある再発防止策を策定するとともに、企業倫理の徹底に努めます。

※1：新規制基準施行後に策定した保安規定（平成28年4月実施）では、重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数（22名以上）を定めており、夜間・休日は発電所構内で必要な要員を待機させている。

※2：法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、平成14年12月に設置。社長を委員長、総務担当役員を主査とし、経営企画部長や広報部長など部門横断的な立場から判断のできる間接部門の長などで構成。事務局は、総務部が担当。

2. 伊方発電所における地震感知について

7月8日1時24分頃、伊予灘を震源とする地震が発生し、伊方発電所において最大7ガルを観測しましたが、伊方発電所の設備に異常はありませんでした。

また、地震による環境への放射能の影響はありませんでした。

（参考）伊方発電所における観測値（ガル）

1号機： 6ガル（廃止措置中）

2号機： 5ガル（廃止措置中）

3号機： 7ガル（定期事業者検査中）

3. 伊方発電所3号機 火災監視用サーモカメラの異常信号の発信について

伊方発電所3号機において、7月9日8時23分、中央制御室に火災報知設備の異常を示す信号が発信しました。

このため、運転員にて原子炉補助建屋10mにある火災監視用サーモカメラ^{※1}の制御盤を確認し、8時50分に屋外84mに設置しているサーモカメラの異常を確認しました。また、現場にて火災は発生していないことを確認しました。

その後、保修員が現場を確認した結果、当該カメラと中継盤の通信が正常であることを示すランプが消灯していたことから、当該カメラの電源を「切」とし再度「入」とした結果、異常を示す信号がリセットされ、当該カメラにより正常に温度を検知できることを確認し、正常に火災を監視できる状態となりました。

なお、この間、多重監視している炎感知器^{※2}により火災を検知することが可能であり、火災監視状態に問題はありませんでした。

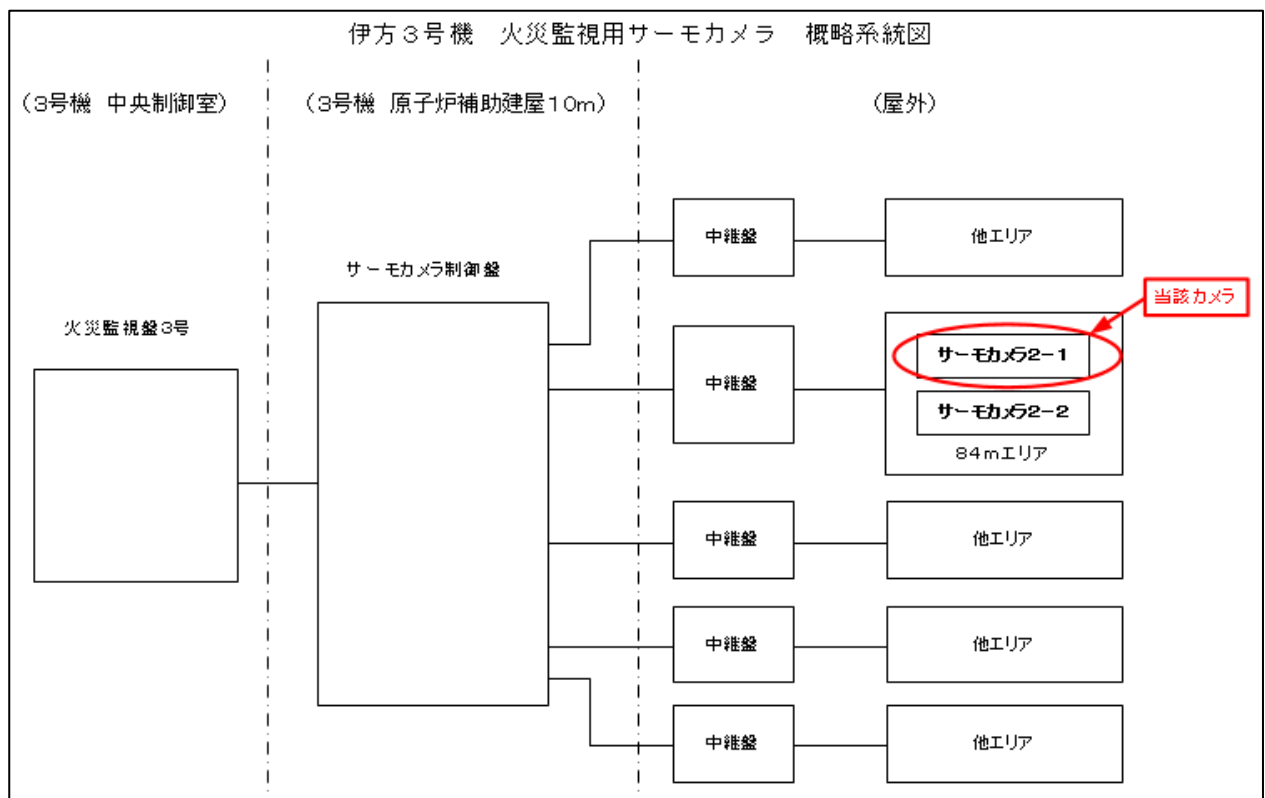
その後、経過観察を実施し、再発せずに正常に監視できていたことから、7月12日13時10分、通常状態に復旧したと判断しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

今後、原因について、詳細に調査を実施します。

※1：炎により放射される熱による温度を映像化し監視する設備。

※2：炎により放射される赤外線を監視する設備。



4. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について

伊方発電所構内（屋外）において、7月15日、協力会社従業員1名が蜂に刺されたため、9時10分、協力会社の社有車で病院に搬送することとしました。

病院で診察を受けた結果、「左手背部蜂刺傷」と診断され、当該従業員は処置を受けた後、同日発電所へ出社しました。

なお、当該従業員の汚染、被ばくはありませんでした。

5. 伊方発電所における協力会社従業員の救急搬送について

伊方発電所3号機原子炉補助建屋1階（管理区域内）において、7月16日、協力会社従業員1名が、タンク内部の点検作業を終え、タンク外へ出るため梯子を登っていたところ、タンク内へ転落し負傷しました。

このため、当該従業員の被ばく、汚染がないことを確認したうえで、救急車により市立八幡浜総合病院へ搬送しました。

病院で診察を受けた結果、「頭部裂創」と診断され、当該従業員は縫合処置を受けた後、同日発電所へ出社しました。

6. 伊方発電所における地震感知について

7月17日20時50分頃、伊予灘を震源とする地震が発生し、伊方発電所において最大10ガルを観測しましたが、伊方発電所の設備に異常はありませんでした。

また、地震による環境への放射能の影響はありませんでした。

（参考）伊方発電所における観測値（ガル）

1号機： 9ガル（廃止措置中）

2号機： 10ガル（廃止措置中）

3号機： 9ガル（定期事業者検査中）

7. 伊方発電所3号機 総合排水処理装置建屋内での塩酸漏れについて

伊方発電所3号機において、7月18日0時51分、総合排水処理装置^{※1}建屋（管理区域外）内に、塩酸ガスが発生したことを示す警報が発信しました。このため運転員が現場を確認したところ、1時38分、塩酸注入ポンプ出口フランジ付近から塩酸^{※2}が漏れていることを確認しました。

その後、塩酸貯槽の出口ラインの弁を閉止することにより、同日5時40分、保修員が漏えいの停止を確認しました。塩酸の漏えいは約30リットルで、発電所外部への流出はありませんでした。漏えいした塩酸は回収し、総合排水処理装置にて処理しました。

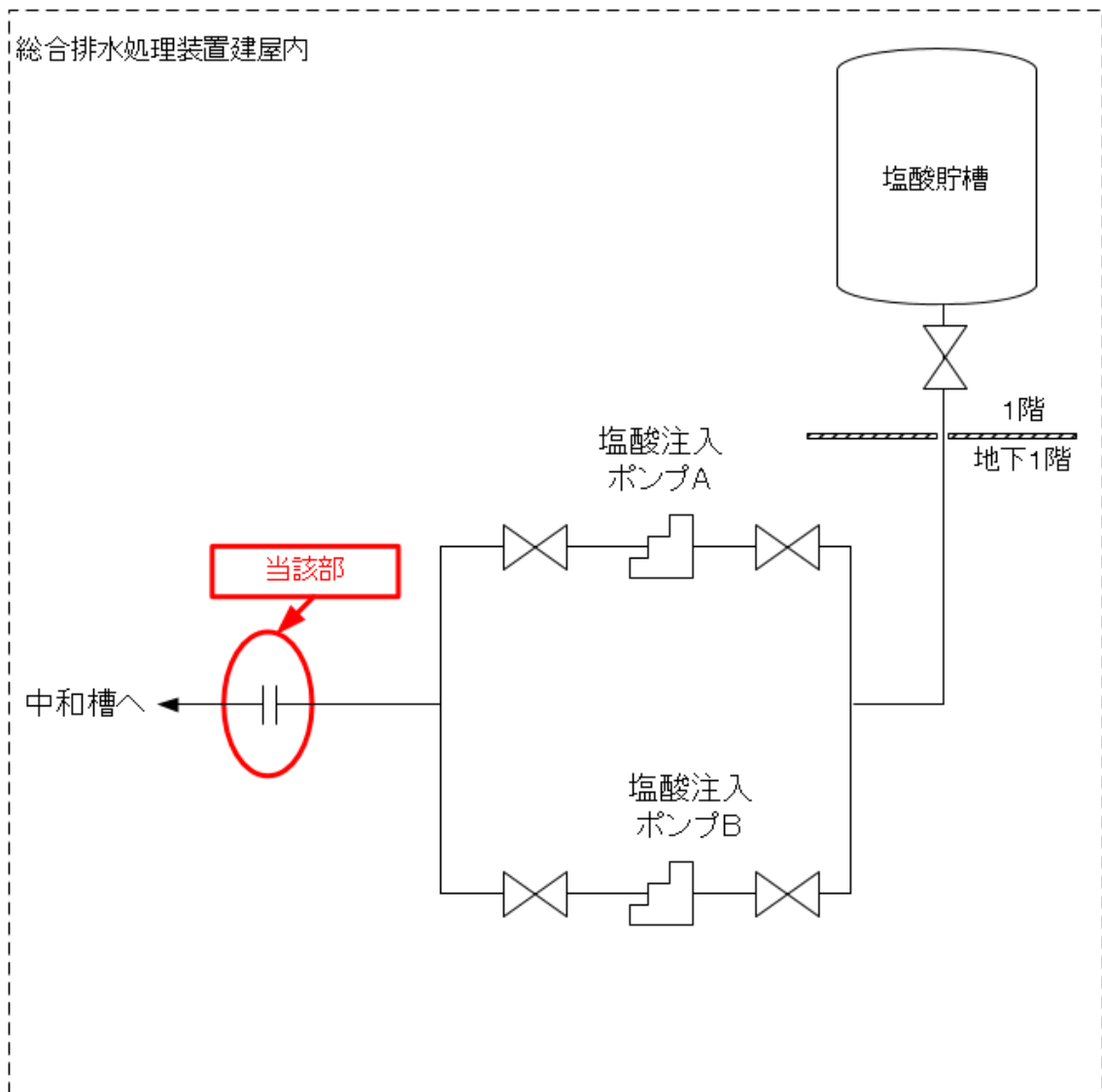
また、本事象による周辺設備への影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

今後、詳細に原因を調査します。

※1：発電所の管理区域外（タービン建屋、事務所等）から排出される一般排水を浄化する設備。

※2：排水を処理するためのpH調整剤として使用している。

伊方発電所3号機 総合排水処理装置 概略系統図



8. 伊方発電所3号機 空冷式非常用発電装置の始動用バッテリーの電圧低下について

伊方発電所3号機において、7月23日1時54分、中央制御室に空冷式非常用発電装置※4号の異常を示す信号が発信しました。

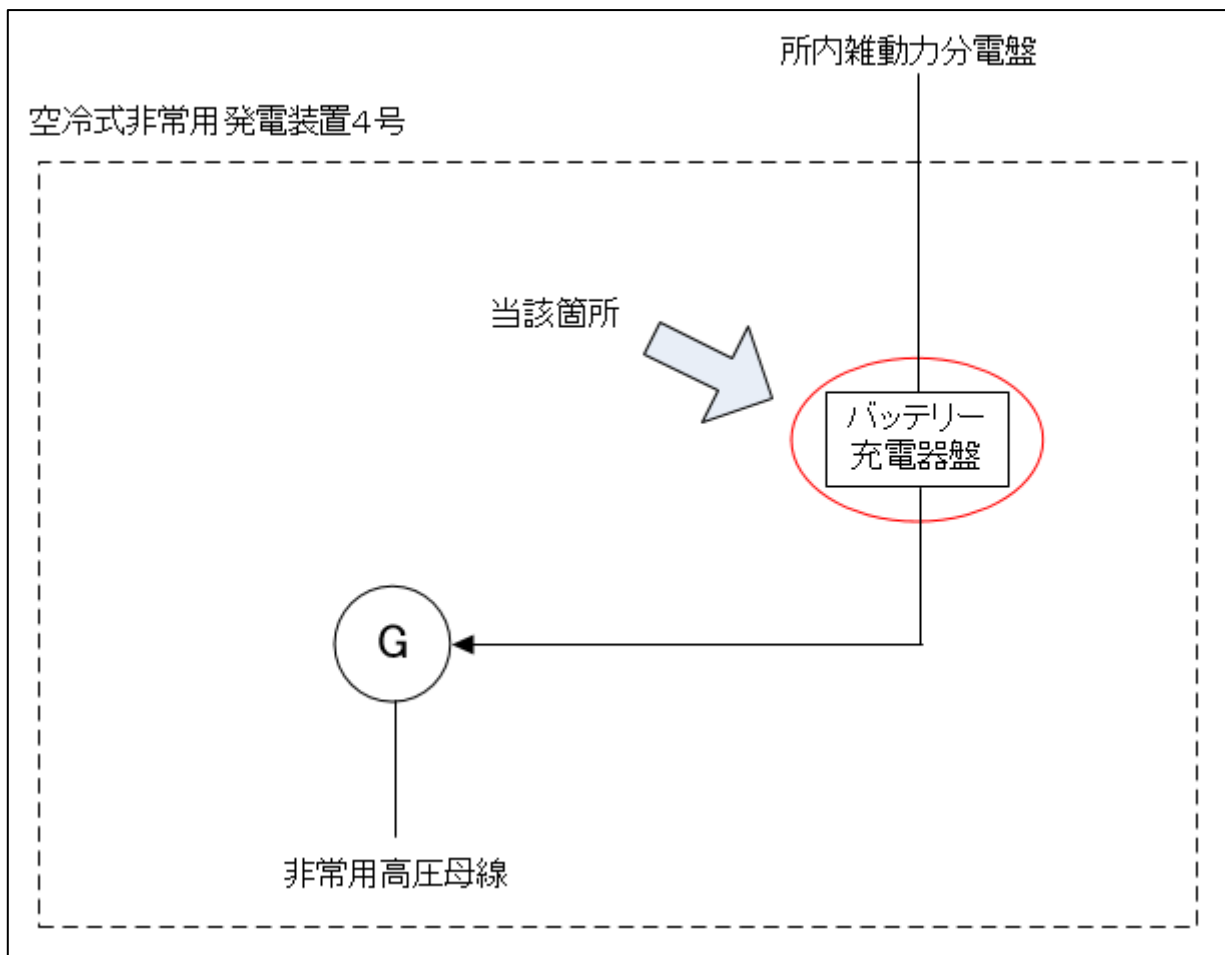
このため、運転員が現場を確認したところ、同装置の始動用バッテリーの電圧が低下していること、充電モードスイッチが「切」となっていることを確認しました。

その後、空冷式非常用発電装置4号の始動用のバッテリーの充電を実施しましたが、完全に充電が完了するまでに時間を要することが判明しました。このため、当該バッテリーを予備のバッテリーに取り替えて、空冷式非常用発電装置4号の起動試験により運転状態に問題ないことを確認し、7月28日14時47分、通常状態に復帰しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。今後、詳細に原因を調査します。

※伊方発電所3号機の外部電源喪失等非常時において、非常用ディーゼル発電機が使用できない場合に炉心冷却等に必要な設備へ電気を供給するためのディーゼル式の発電装置。3号と4号の2台設置している。

伊方発電所3号機 空冷式非常用発電装置4号 概略系統図



9. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について

伊方発電所3号機原子炉補助建屋地下1階（管理区域内）において、7月30日17時17分、協力会社従業員1名が、配管サポート切断作業中にグラインダーで左手人差し指を負傷したため、協力会社の社有車で病院に搬送することとしました。

病院で診察を受けた結果、「左示指末節骨開放骨折」と診断され、当該従業員は縫合処置を受けた後、8月2日に出社しました。

なお、当該従業員の汚染、被ばくはありませんでした。

以 上